

中小企業の経営革新と連携組織の  
活性化を応援する活性化情報誌

# ちば 中小企業 ば5 2024

No.705

## Contents

- 3 活動予定／トピックス
- 4 特集～経営のヒント～
- 7 全国先進組合事例
- 8 景況
- 10 中央会からのご案内
- 11 インフォメーション
- 14 中央会だより



表紙写真／©提供（公社）千葉県観光物産協会（橘ふれあい公園（香取市））

### ■バックナンバーをWeb版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右のQRコード及び以下のURLから見る您可以通过。

URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



千葉県中小企業団体中央会

## 中央会の主な事業等活動予定（5月）

令和6年4月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中央会</b>			
5/9	木	<b>令和6年度監事会</b> 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル5階 会議室」	総務部
5/17	金	<b>令和6年度第1回正副会長会議</b> 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/17	金	<b>令和6年度第1回理事会</b> 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
5/13	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部
5/16	木	<b>青年部研究会</b> 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	工業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
5/1	水	<b>千葉県商店街連合会 令和6年度第1回役員会</b>	商業連携支援部
5/10	金	<b>千葉県中小企業団体事務局責任者協会 広報委員会</b>	経営支援部
5/27	月	<b>千葉県商店街連合会 第51回通常総会</b>	商業連携支援部
5/30	木	<b>千葉県中小企業団体青年中央会 第37回通常総会</b>	工業連携支援部
		<b>千葉県異業種交流融合化協議会 第32回通常総会</b>	



### 千葉県中小企業団体中央会 第68回通常総会 開催のお知らせ

**令和6年6月25日（火）15:30～（予定）**  
会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港3-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の令和5年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく大切な機会です。

総会終了後には、懇親パーティーもございますので、県内組合の様々な業種の方が交流できる貴重な場もございます。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。別途、総会ご案内は6月に郵送いたします。

◎お問合せは本会総務部まで（TEL 043-306-3281）

「中小企業ちば」では、今後の誌面づくりの参考とするため、アンケート調査を実施しております。  
右（もしくは裏面）のQRよりご回答ください。



## 経営のヒント

### 労働時間管理と法的留意点

弁護士法人リーガルプラス  
成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之



みやざき・ひろゆき  
1982年生  
千葉県弁護士会所属

中小企業でも、月60時間以上の残業に対し、50%の割増賃金を支払わなくてはならなくなつてから1年が経過しました。また、労働時間・残業代については、現在、多くの情報が溢れており、経営者としても、適切な対応をしなければ、無用な法的紛争に巻き込まれる可能性があります。

#### ①労働時間とは何か

労働時間とは、労働者が使用者の明示または黙示の指示の下で業務に従事している時間のことです。そのため、会社においても、使用

者の指示もなく、勝手にいるだけであれば、本来給与（残業代）を支払う必要はありません。

しかし、裁判では、会社にいる場合は労働時間にあたると推定されてしまうのが現状です。

そのため、タイムカードを切らず、勝手に社内に加えて仕事をしていたとしても、仕事をしていないとしてその分の給与（残業代）を支払わなければならない可能性ががあります。

対策として最も効果的なのは、仕事が終わったのであれば直ちに帰っていたということです。

また、残業には上司の事前の許可を要するという運用にすることもよいでしょう。

#### ②固定残業代の定め

最近、企業が新入社員の給与を上げるといふ報道のなかで、給与に「固定残業代」が含まれていることが話題になりました。

確かに、額面が高くなり優秀な社員を集めやすいというメリット、残業時間が長くなった場合にも、残業代そのものの金額を下げるこ

とができますというメリットがあり

ます。

しかし、固定残業代として定めるとしても、無限定に認められるわけではありません。例えば100時間分の固定残業代の定めは無効になる可能性が高いといえます。また、定め方によっては、そもそも固定残業代の定めが無効になり、かえって高額の未払い割増賃金を支払わなければならないケースもあります。導入する前に、専門家にご相談されることをお勧めします。

また、そもそも固定残業代の定めをしたところで労働時間管理の義務がなくなるわけではありません。労働時間そのものを管理するのですから、結局労働時間に応じて残業代を計算して支払うことでも良いのではないのでしょうか。

#### ③リモートワークの注意点

最近ではリモートワークができる企業も増えていきます。

出社していれば、タイムカードを利用することで労働時間管理は容易ですが、リモートワークではタイムカードが切れません。そこで、インターネットを利用

した労働時間・業務管理システムを利用する、電子メールを利用して上司に労働時間の開始と終了を申告させる、などして労働時間を把握しなければなりません。なお、労働時間が自己申告の場合、それを鵜呑みにすれば労働時間の管理義務を果たしたとはされません。必要に応じてパソコンの使用状況を確認するなどして、自己申告と実際の労働時間とに乖離が生じていないかを確認しなければなりませんので、ご注意ください。

#### ④長時間労働時のリスク

長時間労働と心疾患・精神疾患との間に因果関係があるのは明らかです。

そのため、労災の認定にあたっては、発症前の労働時間を確認し、心疾患・精神疾患に至るだけの時間労働していた事実が明らかとなれば労災が認定される運用です。なお、精神疾患の場合は、労働時間そのものが長時間とは言い切れない場合でも、大きな心理的負荷を受けた事実があれば、労災が認められる可能性があります。そして、労災が認定されれば、

会社が適切な労働時間管理ができていなかったこともまた明らかにするといえます。

その場合、会社は多額の賠償責任を負うことになります。例えば不幸にも亡くなってしまった場合の慰謝料は2800万円ともなることがあります。労災では慰謝料は1円もカバーされず、会社が支払わなければならなくなりません。もちろん、そのようなことがないよう、労働時間管理をすることが必要ですが、保険加入についても検討いただくと良いでしょう。

### ⑤労働時間にあたるかどうか

ここからは、実際に労働時間にあたるかどうかいくつか事例を挙げて検討してみます。なお、裁判例を前提にしていますが、裁判例は様々な事情を前提に判決を書いていますので、その他の事情によっては、異なる結論となることもあり得ます。

#### 事例1…着替え時間

Q…当社では、勤務にあたり制服の着用を義務づけています。家から制服を着て通勤しても構わない

運用ですが、一部従業員は電車通勤等で抵抗があるらしく、ロッカー室で着替えをしています。

制服に着替えてからタイムカードを打刻し、業務を開始するよう指示をしています。着替えも労働時間で給与を支払うべきかどうかという意見があります。支払わなければならないでしょうか。

A…この場合であれば基本的には労働時間にあたらず、給与の支払い義務はないものと考えます。

自宅での着替えも許され（自宅での制服への着替えは、使用者の指揮命令下にはなく、労働時間に該当しないということ）、多くの方にご理解をいただけるものと思います。かつ制服での通勤が不可能といった事情もないため、会社で着替えているとしても、着替え時間は使用者の指揮命令下にはないと考えられるためです。

看護師への制服への着替えを労働時間と認めた大阪地裁令和2年5月29日判決（淀川勤労者厚生協会事件）や、郵便局員の制服への着替えを労働時間と認めた神戸地裁令和5年12月22日判決が参考になります。

#### 事例2…事業場外みなし労働時間制

Q…当社には、直行直帰の外回りの営業職がいます。報告は週報のみで週1回の提出でよく、出退勤時間はスマートフォンで勤怠管理システムにアクセスして入力させています。残業が生じそうなときは、事前申請により上司の指示を貰うことになっています。

労働時間算定が困難という理由で「事業場外みなし労働時間制」の採用は可能でしょうか。

A…難しいと考えます。

労働時間算定が困難といえるかどうかにつき、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」では、①情報通信機器が使用者の指示により常時通信可能な状態に置くこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていること、という要件を満たせば、労働時間の算定が困難な場合に当たると示しています。

しかし、東京高裁令和4年11月16日判決は、同様の場合に事業場外みなし労働時間制の適用を否定しました。

理由は、時間外労働について、

上司の許可を貰うという運用であるから、労働時間を把握できる運用であり、所定労働時間内でも同様の対応が可能であること、週報の内容を変更し、日報の提出により労働時間の管理が可能であること等です。この理由付けをそのまま素直に読むと、現実的に労働時間の算定が困難なケース、極めて稀であり、制度の採用は極めて困難と考えています。

### ⑥最高裁判例紹介

残業代請求を回避したかったからなのか、給与規定を変更したものの、時間外手当とされた部分の支払いが、割増賃金の支払いと認められなかった事案がありますので紹介します。

最高裁第二小法廷令和5年3月10日判決（熊本総合運輸事件）は、賃金規定を変更し、従前と支払い総額は変更しないものの、元々歩合給として支払われていた賃金の一部につき、名目を割増賃金として支払うことにしたという事案です。また、80時間を超える長時間の時間外労働を前提とした賃金体系となっていました。

最高裁は、給与規定の変更が不利益変更であることや、長時間の時間外労働が前提となっていること、割増賃金として支払われたもののうち、どの部分が時間外労働の対価であるか明確でなく判別できない、といった理由を述べ、割増賃金は支払われていない、と判断しました。

以前と比べ、残業代請求の高まりを受け、賃金規定を変更したいと考える企業も多いようです。しかし、変更するにも限界があり、かえって不利になるケースも散見されます。残業代の請求を免れるために数字だけいじって賃金規定を変更することのないよう、くれぐれもご注意ください。

★本稿を執筆された宮崎弁護士は、中央会が実施する「個別専門指導事業」にて、令和6年度から専門家として登録されています。ご相談につきましては、下記ご案内をご覧ください。

## 個別専門指導事業のご案内

### 目的

急速な社会・経済環境の変化の中で、中小企業及び中小企業組合等が抱えている課題は多岐にわたり、解決に向けては、その分野の専門家の支援と助言が不可欠です。

そこで、その解決策の一つとして、それぞれの分野で活躍している専門家からの直接的な支援と助言により中小企業及び中小企業組合等が抱えている課題解決を目的とするものです。

### 支援方法

組合等が直面している課題の解決を図るため、千葉県中小企業団体中央会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な支援相談を行います。

### 支援対象

千葉県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びそれらの構成員企業。

#### 対象となる支援内容例

- 組合運営及び共同事業におけるITの活用
- 組合運営等に関する法律事項
- 会計・税務申告
- 工業所有権（特許・実用新案・商標・意匠）
- 製品開発・技術開発・改善手法
- 組織金融
- 組織運営全般
- 新規共同事業の開発
- 社会保険・労務改善・就業規則
- 建築物の設計監理
- 団体・企業のCI
- システム構築
- その他、お問い合わせください

### 経費

本事業については、原則として専門家謝金・旅費等の経費の全額を千葉県中小企業団体中央会が負担します。

### 委嘱する専門家

本会が委嘱する専門家下記のとおりです。

#### 委嘱専門家

- 学識経験者（大学等教育機関講師経験者）
- 弁護士
- 弁理士
- 公認会計士
- 税理士
- 中小企業診断士
- 社会保険労務士
- 建築士
- 技術士
- システムエンジニア等情報処理技術者
- ITコーディネータ
- デザインコンサルタント
- BCPコンサルタント

### お申し込み

千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部  
TEL. 043-306-2427

テーマ

再チャレンジ・再建に取り組んでいる事例

## コロナ禍が進めた意識改革と 逆境に打ち勝つ体制強化

### 千葉県貿易協同組合

新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態が組織の意識改革を押し進め、外部にも視野を広げた広域連携を抵抗なく構築させることで課題解決に挑んだ事例です。

#### 背景・目的

当組合は昭和35年に設立された事業協同組合であり、輸出品製造業・輸出入品取扱業とその他貿易関連企業で構成される。新型コロナウイルスの蔓延により、当組合主力事業である「共同販売事業」の営業が制限され組合運営が危ぶまれた。しかし当該危機感が組織の意識改革に繋がり、共同販売事業の再開と収益の確保という目的のもと組合内外を巻き込む高い団結力が醸成され、結果として組合体制の再構築と事業再建に至った。

#### 取組みの手法と内容

コロナ禍という逆境のなかで共

同販売事業を再開させ、一定の成果を出すためには、従前の組合主体による運営では事業企画等に係る知見の少なさ等の課題が散見されることを再認識した。そのため、当組合の欠点を補えるノウハウを有する組合員の協力を仰ぐことで事業運営の確実性と効率性を優先させ、閉鎖的な組合運営からの脱却を図る意識改革を行なった。

コロナ禍という逆境が組合の意識改革を押し進めた結果、当該雰囲気を感じ取った組合員から支援の立候補を得られた。当該事項を皮切りに外部連携を積極的に取り入れる意識醸成が進み、FOOD EX JAPANへの見学から出品企業の勧誘を図った他、プロジェクトチームを立ち上げて千葉県と連携しながらオリジナル商品を開発し、事業運営姿勢に積極性が養われるようになった。

当該組合の改革は組合員にも伝

わり、士気向上に繋がった他、組合員の組合運営に対する姿勢が変わった。新型コロナウイルスのような未曾有の出来事で組合運営が危ぶまれることのないよう事業の多角化を推進しようとする機運が高まり、組合員全員が同じ方向を向く絶好の機会が訪れていることから、組合としてのスケールメリットを活かした新規事業の模索を進めている。

#### 成果とその要因

外部連携の強化や逆境を糧にする組合の姿勢が功を奏し、2022年3月には「千葉トレードセンター」における売上が783万円／月を記録、目標の750万円／月を達成した。「ちばぼうきょう」においても2023



千葉トレードセンター（第1ターミナルビル4階フロア）



ちばぼうきょう（第2ターミナルビル4階フロア）

年7月に473万円／月に達し、こちらも目標額450万円／月を達成している。円安等によりインバウンドに追い風が吹いていることから、今後も更なる好成績が期待できる。

#### 千葉県貿易協同組合

住所：〒261-7123  
千葉県千葉市美浜区  
中瀬2-6-1  
WBGマリブイースト23F  
設立：昭和35年2月  
出資金：21,230千円  
URL：http://www.trade.or.jp  
主な業種：異業種（製造業）  
組合員数：22人

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

令和6年3月期

情報連絡員50名 回答数50名  
(一部抜粋)

## 全体概要

### 前月比

製造業売上高	「増加した」業種：9⇒8【減少】	「減少した」業種：5⇒2【減少】
非製造業売上高	「増加した」業種：5⇒12【増加】	「減少した」業種：11⇒9【減少】
業界の景況	「好転した」業種：2⇒5【増加】	「悪化した」業種：5⇒7【増加】

### 前年同月比

製造業売上高	「増加した」業種：7⇒6【減少】	「減少した」業種：6⇒6【変化なし】
非製造業売上高	「増加した」業種：7⇒8【増加】	「減少した」業種：9⇒7【減少】
業界の景況	「好転した」業種：4⇒4【変化なし】	「悪化した」業種：9⇒10【増加】

### 製造業

■**しょう油・食用アミノ酸製造**〔県内全域〕  
売上の増加に伴い、工場の稼働率も向上した。

■**水産食料品製造**〔南房総市〕  
株価は最高値をつけているが、商品の動向は良くない。今後に期待する。

■**パン・菓子製造**〔県内全域〕  
地域の催事・卒業・卒園等のお祝いの依頼が多くなった。

■**酒類製造**〔県内全域〕  
売上は前月比及び前年同月比ともに増加見込み。

■**牛乳小売**〔県内全域〕  
森永・明治の各乳業メーカーが4月から180mlビンの販売を終了し、それに代わる小型ビン商品や紙容器の販売に移行する。それぞれのマーク（森永、明治）の販売店は、その対応に合わせている状況である。

■**繊維工業**〔県内全域〕  
年度末で若干増加している。先行きは不透明である。

■**木材・木製品製造**〔県内全域〕  
全体的に、依然として荷動きが悪く、価格・売れ行きとも低迷し、厳しい状況が続いている。

### 印刷

〔県内全域〕  
前年の3月より売上は大きくなってきている。県内は前年並み、都内の仕事が減少しているようである。

■**電気鍍金**〔県内全域〕  
一部を除いて、全体的に悪い景況が続いている。

■**鉄工**〔千葉市〕  
景況感は引き続き不芳状態にある。総じて国内需要が低迷しており、輸出関連を除き、受注状況は昨年を下回っている。

■**機械部品製造**〔野田市〕  
前月比、売上増となりそうであるが、利益は横ばい。前年同月比は、売上、利益ともほぼ横ばいとなりそう。

■**機械部品製造**〔流山市〕  
業種により、景況に良し悪しがあり、全体的にはあまりいい状況とは言えない。

■**機械部品製造**〔柏市〕  
ダイハツ工業・トヨタ自動車の不正認証問題の影響で受注減。

■**金属製品製造**〔船橋市〕  
建設業界自体は堅調に推移しているが、客先からの受注が不安定なため対応に苦慮している。

## ■探石

【県内全域】

石材需要はコンスタントにない状況の中、今月の出荷量は前月の出荷量を下回り、前年同月比でも下回った。1年を通して見ると、ほぼ前年並みの99.9%の状況となった。

## ■非製造業

### □総合卸売

【千葉県・東京都】

仕入価格や物流費の上昇を販売価格に転嫁できない状況が続く、採算は悪化している。飲食業向けの売上は回復してきている。また、社会的な賃上げの動きにも対応出来ていないため、事業運営に必要な人員確保が困難になってきている。

### □医薬品卸売

【県内全域】

新型コロナ感染症は減少傾向にあるが、スギ花粉の飛散量が多く関連薬剤の動きが活発になっている。

### □リサイクル卸

【県内全域】

取扱量の減少に歯止めがきかない状況。従業員（ドライバー）の確保が困難。

### □青果卸売

【千葉市】

先月と同様、青果物の価格は安定しており、単価安が続いている。

売上高も伸び悩み、厳しい状況のままである。年度変わりの需要も期待が持てない。

### □乾物卸売

【県内全域】

消費者の購買意欲が少なくように感じる。中小企業の景気状況は良くない。

### □小売

【柏市】

パート・アルバイトの入替時期であるが、賃上げについていけない。

### □電気機器小売

【県内全域】

家電製品の一進一退の買い替え需要で今一つ動きが良くない。

### □青果小売

【千葉市】

果物の動きはあまり良くないため、売上が取れない。人手不足が深刻化してきている。

### □中古車仕入・販売

【県内全域】

新車ディーラー、特にトヨタ車の新車の納車がかかり減っている。例年なら、年度末に向けて新車納車と中古自動車の増加で、業界最大の繁忙期になるが、落ち着いた状況。トヨタ車は、新規生産分を輸出優先としているとの現場の話である。下取り車の市場への流入が待たれるところである。

### □小売

【東金市】

コロナの影響は、今一步完全に

は戻っていない。飲食、食品は少しずつ動き始めた。衣料はまだまだの状態が続いている。資金繰りに苦慮している組合員多い。

### □商店街

【千葉市】

開業61周年を迎え3月15日から、物販店でのガラポン抽選会、飲食店でのスクラッチカード抽選をメインにした「スプリング・パースデーフェア」を開催した。

### □自動車一般整備

【県内全域】

4月1日から開始される特定整備制度や10月から開始されるOBD検査への対応等、自動車整備業界もIT化やデジタル化への対応が急務となっている。

### □建設揚重

【県内全域】

取扱業種により差が出ている。燃料や資材の高騰により、業況が悪化。

### □小売・サービス

【野田市】

学校関連業種については一部の店舗で売上が増加。但し、季節需要品であって全体的には消費者動向の動きは鈍く、増収増益にはつながっていない感が強い。

### □一般廃棄物処理

【千葉市】

年度末となり、売上は前月比良い結果となったものの、前年同月比不変であった。

## ■土木建築サービス

【県内全域】

基幹事業である道路台帳整備、河川台帳整備について、従来以上に要望・提案活動に努めることとする。

### □ソフトウエア

【県内全域】

賃上げ報道が続いており、社員の期待も膨らんでいるところであるが、賃上げに見合う収益の確保は依然として困難な状況である。

### □建設

【県内全域】

組合員による3月1日から3月15日までの県内建設関連の公共工事の落札結果は、99件、62億4千3百万円となった。3月15日までの年度累計は、2,524件、1千百8億7千3百万円となったが、前年同日比では△175億4千百万円の減少となっている。

### □貨物運送

【野田市】

3月は引越し等の繁忙期だが、当組合所属会員会社は大きな変化がない。

### □輸出入

【県内全域】

空港利用客数が増加し、コロナ前の状況に近づいていることを実感した。外国人客は増加しているが、日本人客は減少している。このことは、数字以上に肌で感じ、売上にも同様のことと言える。



## 決算関係書類作成時のポイント！

### 剰余金処分案の作成について

剰余金処分案の作成にあたっては、定款の定めに基づき、**法定利益準備金**及び**特別積立金**を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会にあつては、**法定繰越金（教育情報費用繰越金）**を繰り越す処理を必ず行ってください。

以下に、記載例を表示しますので、ご参考にしてください。

（記載例）

〇〇協同組合			
剰 余 金 処 分 案			
	自 令和 年 月 日		
	至 令和 年 月 日		
			単位：円
<b>I</b>	当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）		
1	当期純利益金額	××	
	（又は当期純損失金額）	(△××)	
2	前期繰越剰余金	××	
	（又は前期繰越損失金）	(△××)	
3	過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××
<b>II</b>	組合積立金取崩額		
1	特別積立金取崩額	××	×××
<b>III</b>	剰余金処分額		
1	利益準備金	××	
2	教育情報費用繰越金	××	
3	組合積立金		
	特別積立金	××	
	〇〇周年記念事業積立金	××	
	役員退職給与積立金	××	×××
4	出資配当金	××	
5	利用分量配当金		
	共同購買事業配当金	××	
	〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u>
<b>IV</b>	次期繰越剰余金		<u>×××</u>

#### ○法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外に取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

#### ○特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てなければなりません。

#### ○教育情報費用繰越金

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

## 金融情報

### 千葉県制度融資「経営者保証非提供補助活用資金」の創設について

中小企業が融資を受ける際に経営者個人が保証人となる経営者保証について、国では、経営者保証に関するガイドラインに定める要件（※）を満たす場合に経営者保証を不要とする取り組みを進めているところです。

この度、国は、ガイドラインの要件を一部満たしていない場合でも、信用保証料の上乗せにより、中小企業が経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度を3月15日から開始しました。また、併せて、本制度を利用し融資を受けた方に対して、制度開始から3年間に限り、上乗せ分の保証料に対する補助を実施することとしました。

この補助を利用するためには、各自治体において新たに制度資金を創設する必要があることから、本県制度融資においても、令和6年度から「経営者保証非提供補助活用資金」を創設します。

※経営者保証に関するガイドラインに定める要件 1 法人と個人の資産分離 2 財務基盤の強化 3 経営の透明性確保

#### 経営者保証非提供補助活用資金の概要

##### 経営者保証非提供補助活用資金

信用保証	【市町村認定枠】 経営安定関連保証4号	【市町村認定枠】 経営安定関連保証5号	【一般枠】 普通保証
融資対象者	経営者保証の提供を希望せず、経営安定関連保証4号の認定を受け、一定の要件（債務超過でない、2期連続で経常赤字でない）に該当する方	経営者保証の提供を希望せず、経営安定関連保証5号の認定を受け、一定の要件（債務超過でない、2期連続で経常赤字でない）に該当する方	経営者保証の提供を希望せず、一定の要件（債務超過でない、2期連続で経常赤字でない）に該当する方
資金使途	設備：10年以内 運転：7年以内	設備：10年以内 運転：7年以内	設備：10年以内 運転：7年以内
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円
融資利率	1.0%から1.4%	1.0%から1.4%	1.1%から1.7%
保証人	不要	不要	不要
担保	無担保	無担保	無担保
保証料率 (国補助後) ※1、※2	令和6年度：0.85% 又は1.05%	令和6年度：0.73% 又は0.93%	令和6年度：0.55%から2.20%
	令和7年度：0.90% 又は1.10%	令和7年度：0.78% 又は0.98%	令和7年度：0.60%から2.25%
	令和8年度：0.95% 又は1.15%	令和8年度：0.83% 又は1.03%	令和8年度：0.65%から2.30%
取扱期間	令和6年4月1日から 令和9年3月31日	令和6年4月1日から 令和9年3月31日	令和6年4月1日から 令和9年3月31日

※1 保証料率 上記、一定要件のいずれかを満たす場合は0.45%、両方を満たす場合は0.25%が保証料率に上乗せされます。

※2 国補助率 R6：0.15% R7：0.10% R8：0.05%（利用開始年度に応じて、保証料に対する補助があります。）

#### 問い合わせ先

##### 制度融資（経営者保証非提供補助活用資金）に関すること

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室【電話】043-223-2707

##### 信用保証制度（経営者保証を不要とする取扱い）に関すること

千葉県信用保証協会【電話】043-221-8111

「経営者保証非提供補助活用資金」の詳しい情報は以下のQRコードから



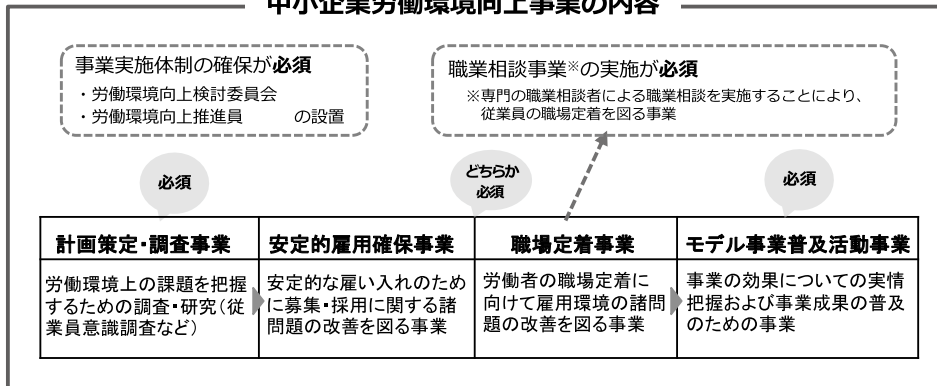
中小企業の労働環境に悩む事業協同組合等の皆さま

## 助成金を使って労働環境向上のための事業を実施しませんか？

「人材確保等支援助成金」(中小企業団体助成コース)は、事業協同組合等が中小企業労働環境向上事業(傘下中小企業の労働環境向上のための事業)を実施したとき、事業費の一部※を助成する制度です。

※事業の実施に要した費用の3分の2

### 中小企業労働環境向上事業の内容



【助成対象となる事業の例】

- ・雇用管理改善の好事例集の作成 ・雇用管理改善啓発のセミナーの開催 ・モデル企業見学会 ・異業種団体交流会
- ・雇用管理の相談会(管理者向け)の実施 ・団体紹介のための新聞広告の掲載 ・業界PRのための各種催物の実施
- ・集団説明会等共同活動の実施(合同会社説明会、学校訪問、職場体験学習、採用内定者と事業主との懇談会など)
- ・労働者のモラル向上のための事業(従業員表彰、技能コンクール、合同入社式など) ・事業成果の分析検討 など

- ※1. 助成対象となるのは中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた事業協同組合等に限定されます。
- ※2. 認定組合の規模に応じて、助成上限額が変わります。

### 留意すべきこと

#### 支給対象となる事業協同組合等※1の要件

- ✓ 改善計画※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等
  - ✓ 構成員である中小企業者※3のために中小企業労働環境向上事業を行う事業協同組合等
- ※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合及びその連合会のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人
- ※2 中小労確法に基づき、事業協同組合等や中小企業者が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画
- ※3 中小労確法及び政令に定める中小企業等

#### 支給額

- 事業の実施に要した費用の3分の2の額が支給される。
- 認定組合等の規模に応じて限度額がある。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
限度額	1,000万円	800万円	600万円

### 申請先・お問い合わせ

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課(助成金センター)までお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 千葉県「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」の申請期限及び補助事業実施期間の延長について

千葉県では、DXによる省力化・業務効率化や、新事業展開・新商品開発など、中小企業等における生産性向上を図るために必要な設備投資に対して「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」を交付しています。本補助金の申請期限及び補助事業実施期間を以下のとおり延長しますので、お知らせします。

### 1. 受付期間

変更前：令和5年12月20日から令和6年3月29日まで

**変更後：令和5年12月20日から令和6年6月28日まで**

※受付終了日前であっても、予算額に達し次第、受付終了となります。

ちば中小企業  
生産性向上・  
設備投資補助金

### 2. 補助事業実施期間

変更前：令和6年 8月30日まで

**変更後：令和6年11月29日まで**

※実績報告書も令和6年11月29日までに提出する必要があります。

### 3. 専用ポータルサイト

【名称】ちば中小企業生産性向上・設備資金ポータルサイト

【URL】<https://chiba-seisansei-up.jp>

専用ポータルサイトは以下の  
QRコードから



### 4. 専用コールセンター

【名称】ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金コールセンター

【電話番号】050-3355-4665

【受付時間】月曜日から金曜日までの9時30分から17時30分まで

※祝日を除く



## 商店街組合・商業関係組合の皆さんへ

### 令和6年度 千葉県商業振興事業のお知らせ

千葉県では、商店街等の活性化に向けて様々な支援メニューを令和6年度も用意しております。県では、頑張る商店街を下記支援策などで応援しておりますので、是非活用ください。

専門家のアドバイスを受りたい！ 支援① コーディネーター派遣 支援② ふさの国商い未来塾	商店街活性化に向けた計画を作りたい！ 支援③ 活性化計画作成支援事業
商店街の施設を整備したい！ 支援④ 施設整備事業	新たなイベント・企画を実施したい！ 支援⑤-1 活性化推進事業(新規的事業) 支援⑤-2 活性化推進事業(連携事業)

本件問い合わせ先：千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 (TEL：043-223-2824)  
 千葉県商業施策はこちらを参照⇒



◎商店街組合・共同店舗・その他商業関係に関するお問い合わせ・ご相談は、  
 千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部まで、お気軽にご連絡ください。  
 (TEL：043-306-3284)

## 令和5年度 設立認可組合

昨年度に本会が設立支援を行い、認可されたのは次の事業協同組合(15組合)と企業組合(1組合)です。組合員の経済活動を活発化させること、そして、組合員が行う事業の利益に直結させることが事業協同組合の本来の役割です。また、組合を組織するということは、中小企業が力を結集し、相互扶助の精神によって新たな価値を創造していくこと、すなわち、中小企業が困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。(敬称略・申請順)

No.	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数
1	ネクストステップ協同組合	千葉市	異業種	共同購入、技能実習生	4
2	スピード・スタッフ協同組合	大網白里市	異業種	共同購入、技能実習生、特定技能	4
3	AO事業協同組合	松戸市	異業種	共同購入、技能実習生	4
4	京葉労働教育協同組合	船橋市	異業種	共同購入、技能実習生	4
5	はるか事業協同組合	香取市	異業種	共同購買、共同販売、技能実習生	4
6	Dream Street協同組合	山武市	耕種農業	共同購買、共同販売、技能実習生	4
7	SSR協同組合	鎌ヶ谷市	異業種	共同購買、事務代行、技能実習生	4
8	集荷連携事業協同組合	香取市	農畜産物・水産物卸売業	共同販売、共同購買、共同事務処理、共同宣伝	5
9	太平事業協同組合	市原市	建設業	共同購買、共同保管、共同検査	5
10	EQUALITY協同組合	千葉市	建設業	共同受注、共同購買、技能実習生	4
11	SB協同組合	柏市	建設業	共同購買、技能実習生	4
12	ユニテック協同組合	印西市	異業種	共同購買、技能実習生	11
13	企業組合SATOYAMAベース	我孫子市	サービス業	キッチンカー開業支援、イベント等の企画・運営等、天然木の販売等、産直品等の販売等	5
14	JMパートナーズ協同組合	千葉市	サービス業	共同受注、共同購買	7
15	HLINE協同組合	千葉市	建設業	共同購買、技能実習生	4
16	EOL協同組合	船橋市	建設業	共同購買、技能実習生	4

協同組合・企業組合ほか

組合設立サポート実施中!

まずは  
ください!

TEL 043-306-3285

【設立支援部】平日 8:30～17:00 土日祝休み

中央会は、事業協同組合、企業組合など連携組織の設立・運営を支援する団体です。  
組合制度や設立手続き等について、お気軽にご相談ください。